

予算編成方針

I 総括的事項

1 社会経済情勢と国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太の方針）において、アベノミクスの取組により、名目GDPは過去最高の水準に達し、企業収益が過去最高水準となり、雇用・所得環境は大きく改善していることから、少子高齢化という構造的な問題を解決するための一億総活躍社会の実現に向け、600兆円経済の実現、希望出生率1.8、介護離職ゼロの「新・三本の矢」を推進することにより、成長と分配の好循環を創り上げていくことが示されている。

平成30年度予算においては、歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化することとしており、「未来投資戦略2017」等を踏まえた諸課題に対応するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けるなど、現在、予算編成作業が進められている。

2 地方財政の状況等

地方においては、東京一極集中が進行し、地方都市における経済力の低下が課題となっており、今後においても人口減少が進む状況下では、税収の早期かつ大幅な増加は期待できない状況にある。また、高齢化の進行等による社会保障関係経費及び公共施設の老朽化に伴う対策経費の増加、近年の臨時財政対策債の発行等に伴い借入金残高が平成29年度末で195兆円となり、その償還が今後の大きな財政負担となることなど、地方財政は依然として厳しい状況にある。

しかしながら、このような状況下においても、地方自治体は、持続可能な行財政基盤を構築し、喫緊の課題に対応するための財源を確保しながら、人口減少を克服し、地方創生を実現するとともに、住民生活の安心と安全を確保する役割を適切に果たしていかなければならない。

3 本市の財政状況

平成28年度決算では、市税収入は微増したものの、地方消費税交付金の減等により主要一般財源収入が減少する一方で、社会保障関係経費である扶助費が大幅に増加したことなどによる収支の不足を補うため、財政調整基金及び減債基金を合わせ約13億円の取り崩しを行った。

このことにより、実質収支では約1億円の黒字を保ったが、財政調整基金の繰入等を除く実質単年度収支は約19億円の赤字になるとともに、平成21年度以降増加を続けてきた財政調整基金及び減債基金の残高が7年ぶりに減少するという極めて厳しい状況となった。

また、財政構造においても、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率（義務的経費などの経常経費に、市税等の経常的な一般財源が充当された割合）が96.8%まで上昇しており、財政の硬直化が急激に進行している。

平成30年度における収支の見通し等については、現時点での国における予算編成の動向も含め、次のように一層の厳しい状況が見込まれる。

- (1) 歳入面では、国の地方財政対策である地方交付税は5年連続で減少しており、国の平成30年度予算概算要求を踏まえれば、来年度も減少が見込まれる。
- (2) 歳出面では、義務的経費である扶助費の増加に加え、保険給付等に対する特別会計への繰出金の増加が見込まれる。
- (3) 平成29年度当初予算では、収支不足を補うため、財政調整基金及び減債基金から22億円を超える繰入を計上している。配当留保など歳出の執行抑制に努めているが、一定の取崩しは避けられず、今後、基金残高はさらに減少する見込みである。

4 平成30年度予算編成について

(1) 予算編成の基本的な考え方

「中期財政収支試算」（平成29年9月19日総務委員会報告）では、本市の財政状況は、現状のままの財政運営を続けた場合、社会保障関係経費である扶助費の増加等により、単年度における収支不足が続き、平成33年度には、財政調整基金等が枯渇する厳しい見通しとなっている。

このため、今年度策定する「新たな行財政運営計画」において、市税等自主財源の確保、聖域なき事務事業の見直しなど、持続可能な財政運営を行うための対策を盛り込むこととしており、計画を着実に推進するとともに、過度に基金に依存する財政体質から早急に脱却を図る必要がある。

一方で、こうした状況においても、平成29年度からスタートした「徳島市まちづくり総合ビジョン」に掲げる施策を、限られた財源をより効果的・効率的に活用し、着実に推進しなければならない。

平成30年度予算に係る収支見通しでは、何の対策も講じなければ多額の財源不足が見込まれることから、新たな行財政運営計画に掲げる予定の項目を確実に予算に反映させるとともに、歳入規模に見合った予算編成を行うという原則を徹底し、これまで以上に厳しく要求限度額を設定し、部局長・課長の主導による抜本的な事務事業の見直しを進める。

また、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくため、将来的に税収の確保や拡大及び歳出の抑制などの効果が期待される施策については、さらに重点的に取り組むこととする。

以上の事項に留意のうえ、次の基本方針に基づき、予算編成を積み上げ方式で行うものとする。

持続可能な行財政基盤の構築

扶助費等の義務的経費の比率は依然として高く、經常収支比率が急激に上昇し、財政構造の硬直化が進行していることから、人口減少等の社会情勢の変化への対応など、将来を的確に見据えた計画性のある財政運営を行い、持続可能な財政基盤を確立することが重要である。

そのため、内部管理経費の徹底した節減や前例踏襲という固定観念から脱却し、ゼロベースの視点で類似事業との統合・廃止を含めた事業の見直しを進め、歳入規模に見合った予算編成により、過度に基金に依存しない財政運営を行うこととする。

財源確保の原則の徹底

市税等の歳入の増加が見込めず基金の減少が現実化する状況の中で、単純に新たな財政需要を追加し、歳出を拡大していくことには限界がある。

したがって、新たな財政需要を伴う施策に取り組む場合や、制度の拡充により一般財源の増加が見込まれる場合は、既存の施策を思い切って見直すことにより財源の振り替えを行うほか、国庫補助金等の特定財源の確保策を講じることを徹底することとする。

すなわち、必要な財源は各部局自らが捻出するという「財源確保の原則」を徹底した予算編成を行うこととする。

徳島市まちづくり総合ビジョンの推進

平成29年度からスタートした「徳島市まちづくり総合ビジョン」に掲げられた3つのまちづくりの基本目標に基づき、「笑顔みちる水都 とくしま」の実現を目指すため、市民目線のまちづくりを念頭に、ニーズを的確に捉えたうえで、限られた財源の中で、施策の実効性を見極めながら予算を優先化・重点化することとする。

○「徳島市まちづくり総合ビジョン」に掲げる3つのまちづくりの基本目標

- i 「つなぐ」まち・とくしま
～未来に笑顔を「つなぐ」まちづくり～
- ii 「まもる」まち・とくしま
～市民の笑顔を「まもる」まちづくり～
- iii 「おどる」まち・とくしま
～活力ある笑顔が「おどる」まちづくり～

以上の基本方針に基づき、予算要求にあたっては、市民に最も身近な行政主体として創意工夫を凝らし、最少の経費で最大の効果があげられるよう、まずは各部局が主体性を持ち、予算の調整を行うこととする。

また、特別・企業会計についても、人口減少に伴う料金収入等の減少により経営環境は厳しさを増すばかりであり、国からも中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が要請されているところである。そのため、自主的・主体的に収益確保・費用削減策を講じ、経営力を強化することはもとより、一般会計の厳しい現状に鑑み、繰出金については徹底した見直しを行い、抑制を図ることとする。

なお、地方財政対策をはじめとする国や県の政策による影響が歳入・歳出両面にわたり生じることが想定されるため、財政課を中心に全庁をあげて情報収集に努め、柔軟かつ的確に対応することとする。

(2) 歳入について

① 市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、歳入の4割程度を占める重要な財源であるとの認識に立ち、景気や経済情勢の動向、並びに税制改正等を慎重に見極めるとともに、課税客体の的確な捕捉や適正な課税に努め、収入の確保に万全を期すること。

② 滞納対策の強化

市税、使用料、各種料金等の未収金は減少傾向にあるものの依然として高水準で推移していることから、完納者に不公平感を抱かれることのないよう、滞納対策を強化し、未収金の解消に全力をあげること。

③ 市債依存度の低減

将来的な公債費負担の低減を図るため、原則として、臨時財政対策債を除く市債の元金償還金を上回る借り入れをしないよう、市債発行額の抑制に努めることとする。また、後年度に地方交付税措置のある有利な市債を中心に活用することとする。

④ 財産収入の確保等

未利用財産について、将来の活用方法を十分検討し、貸付等の利用促進や処分が可能なものは、適正な価格により早期処分を行い、収入の確保に努めること。

⑤ 新たな財源の確保等

収入の多寡にかかわらず、あらゆる財源の確保に努めること。特に、民間広告の掲載やネーミングライツ等による新たな財源の獲得に積極的に取り組むこと。

使用料・手数料は受益者負担の観点から、維持管理経費や他都市の状況等を十分勘案し、適宜見直しを行うこと。

(3) 歳出について

① 財源の重点配分

施策や事業の選択にあたっては、優先順位を洗い直し、その重要性、緊急性を慎重に検討し、将来の財政負担も十分考慮したうえで、財源の重点配分を行うこととする。

② 歳入確保・歳出抑制に繋がる事業の推進

持続可能な財政運営の観点から、税収等の歳入拡大に繋がる事業、歳出の抑制に繋がる事業については、積極的に予算措置することとする。

特に、一時的に費用が発生しても確実に将来の財政負担の軽減を期待できる効果的な取組みは積極的に予算化することとする。

③ 事務事業の見直しと経費の削減

事務事業を遂行するにあたっては、常に住民ニーズを的確に把握するとともに、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう創意工夫を図り、より効果的な行政サービスの提供に努めること。

事務事業の見直しにあたっては、行政の果たすべき役割を再度検証するとともに、制度の根幹にまで踏み込み、改めてゼロベースからの徹底的な見直しを行うこと。とりわけ時代の進展に伴い意義の薄れた事務事業については、廃止も含めた整理・統合を行うとともに、民間活力の積極的な導入等を進めること。

④ 国・県支出金等を伴う事業への適切な対応

国・県支出金を伴う事業及び地方交付税算入のある事業については、その行政効果、必要性・緊急性、将来の財政負担等を十分考慮するとともに、国・県の予算編成の状況、制度改正、一般財源化の動向等に常に留意すること。

とりわけ、国・県支出金の制度が終了または縮小される場合、単に市費への振替えを行うような要求は、一切認めないので、国・県に対して強く申し入れ、その確保に努めるとともに、財源等の変更が判明した時点で速やかに財政課と協議すること。なお、国・県と市との間における経費負担関係の適正化や、超過負担の解消にも努めること。

⑤ 権限移譲される事業の精査

県から権限移譲される事業については、県と十分協議し、事業内容及び必要経費等を精査したうえで移譲を受けるとともに、その財源の確保に努めること。

⑥ 公共施設等総合管理計画に基づく財政負担の平準化

将来にわたって安心・安全で持続可能な公共施設サービスを提供するため、平成28年12月に策定した「徳島市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の計画的な長寿命化・維持管理、並びに保有資産の縮減・規模の適正化に努め、限られた資産を最大限に有効活用しつつ、財政負担の平準化を図ること。

(4) 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、基準を超える一般会計からの繰出しは厳に慎み、徹底した経営努力による経費の削減、受益者負担の適正化、使用料の収納率向上対策など、収入の確保に努め、経営体質の改善を行い、一層の健全経営に努めること。

また、不良債務等を有する経営状況の厳しい特別・企業会計にあつては、不良債務等の解消に向けた対策を講じること。

なお、具体的な予算編成等については、一般会計に準じることとする。

(5) 公社等

市が出資、補助等を行っている公社等については、その設立の趣旨に鑑み、組織の見直しや経営の合理化など、一層の健全経営に努めるよう要請すること。なお、運営費補助を行っている公社等については、事業費補助への転換を進めるよう当該公社等と十分協議・調整すること。

指定管理者が管理運営を行っている施設については、市民サービスや経費面など、その導入効果について把握・分析すること。

さらに、地方自治法の規定により、議会に対し事業計画や決算書類の提出が必要な公社等は内容について十分協議・確認しておくこと。